I 計画策定に当たって

1 策定の趣旨

女性に対する福祉的な支援のための施策は、昭和31年に制定された売春防止法を法 的根拠とし、「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)」の「保 護更生」を目的に行われてきましたが、社会経済状況や婚姻に関する意識、家族関係等の 変化により、女性への支援ニーズが多様化しているにも関わらず、そのような変化に対応 するための法改正は行われないままとなっていました。

このような中、令和4年に困難な問題を抱える女性への支援に関する根拠法を「売春防止法」から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。)」に移行するための法整備が行われ、令和6年4月から施行されることとなり、困難な問題に直面している女性の人権擁護、福祉の増進及び自立支援等の新たな枠組みが構築されることになりました。

これに伴い都道府県は、女性支援事業の中核的な役割を果たし困難女性支援施策の実施に関する基本的な計画を策定しなければならないこととされました。

また、平成13年に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)」はDVの防止と被害者の保護を目的に制定され、婦人保護事業の根拠法のひとつとされました。平成16年に法改正された際には、都道府県に配偶者からの暴力防止や被害者の自立支援及び適切な保護に関し責務があると明確化され、同時に基本計画の策定が義務付けられました。

これに基づき県では、平成18年に「宮城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」を策定しDV被害者の相談や保護、自立の支援などに取り組み、これまで5次にわたる改定を行ってまいりました。

その後、DV防止法は、令和5年に改正され令和6年4月から施行されることとなり、 合わせて都道府県計画の指針となる国の基本方針が新たに示されたことから、現行の「宮 城県配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画)」の見 直しも必要となりました。

これらを踏まえ、本計画は、社会情勢の変化等に則した県全体の困難な問題を抱える女性及び男性等も含むDV被害者に対する支援の充実並びにDV防止対策を推進するため、関連が深い「困難女性支援法に基づき策定が求められる都道府県基本計画」と「DV防止法に基づき策定が求められる都道府県基本計画」を合わせて「宮城県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援並びにDV防止等に関する基本計画」として一体型で策定するものです。

2 計画の位置付け

困難女性支援法第8条により、県が策定する基本計画となります。

また、DV防止法第2条の3により、県が策定する基本計画となります。

なお、平成18年3月に策定し、平成30年3月に改定した「宮城県配偶者からの暴力 の防止及び被害者の支援等に関する基本計画(第6次計画)」の後継計画としても位置付 けられます。

この計画に基づき、県、市町村、関係機関及び地域社会などが困難な問題を抱える女性 及びDV被害者への自立支援等を行うとともに、DVを容認しない社会の実現に向けて 積極的に普及・啓発を行い、DV防止の取り組みを進めます。

3 策定のポイント

(1) 困難女性支援法に基づく支援対象者の意見を尊重した支援の実施

支援対象者が自らの意思を尊重されながら、置かれた状況に応じて、きめ細やかで寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、自立して暮らすことができる社会を 実現

- (2) 行政機関・民間団体等との連携・協働
 - ①行政機関と民間団体が、双方の特色を尊重し補完しあいながら、対等な立場での協働 ②地方公共団体相互間や女性支援を行う機関と他の施策に関連する機関との緊密な連携
- (3) 困難女性支援法及びDV防止法に基づく法定協議会の設置

困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うこと及び配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会 を設置

4 計画期間

本基本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、今後、困難女性支援法第7条の規定による国の「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」や、DV防止法第2条の2の規定による国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本方針」が見直された場合又は基本計画に盛り込むべき事項が生じた場合など、施策の実施状況を勘案しながら、必要に応じて見直すこととします。

5 計画の対象

本基本計画においては、困難な問題を抱える女性並びに配偶者(事実婚、元配偶者を含む)からの暴力及び生活の本拠を共にする交際相手(元生活の本拠を共にする交際相手を含む)からの暴力による被害者(男性等を含む)を対象とし、基本理念に基づき各種施策を推進することとします。

なお、この場合の暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力等も含まれます。

6 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

平成27(2015)年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)は、2030年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、ジェンダー平等といった17のゴールと169のターゲット(ゴールごとの詳細な方向性)から構成される「世界共通の目標」

です。

令和3(2021)年度から10年間の県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」では、SDGsの内容を理念や施策に反映し、取組を進めていくこととしています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、DV対策を進める上でも共通するものであり、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした多くのゴールが関連しています。

「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けて、SDGsを共通目標としながら、本基本計画の基本理念である「困難な問題を抱える女性及びDV被害者の人権擁護並びに男女が共に理解し合える社会」及び「女性が安心し自立して暮らせる社会」並びに「配偶者からの暴力等を容認しない社会」の実現のための取組を推進します。

SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT GOALS





































<参考>

SDGsの17のゴールと169のターゲットのうち、困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者支援並びにDV防止対策と関連のある主なもの

ゴール





目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う。

- 5.1 あらゆる場所で、すべての女性・少女に対するあらゆる形態の差別をなくす。
 - 5.2 人身売買や性的・その他の搾取を含め、公的・私的な場で、すべての女性・ 少女に対するあらゆる形態の暴力をなくす。
 - 5.3 児童婚、早期結婚、強制結婚、女性性器切除など、あらゆる有害な慣行をなくす。
 - 5.4 公共サービス、インフラ、社会保障政策の提供や、各国の状況に応じた世帯・家族内での責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識し評価する。
 - 5.6 国際人口開発会議(ICPD)の行動計画と、北京行動綱領およびその 検証会議の成果文書への合意にもとづき、性と生殖に関する健康と権 利をだれもが手に入れられるようにする。
 - 5. c ジェンダー平等の促進と、すべての女性・少女のあらゆるレベルにおけるエンパワーメントのため、適正な政策や拘束力のある法律を導入し強化する。



- 目標16 持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、 すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効 果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する。
- 16.2 子どもに対する虐待、搾取、人身売買、あらゆる形態の暴力、そして子どもの拷問をなくす。



- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する。
 - 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略にもとづき、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励し、推進する。
- ※日本語訳は「SDGsとターゲット新訳」制作委員会の「SDGsとターゲット新訳」より

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月1日施行)

○ 法律のポイント

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含めて、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていました。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」 を目的とする売春防止法から脱却させ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律とすることに より、先駆的な女性支援を実施する「民間団体の協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組 みが構築されました。

○ 基本理念(法第3条)

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ② 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

〇 名称の変更

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性を支援する各種名称が変わりました。

(名称変更)

新法	売春防止法(旧根拠法)	困難な問題を抱える女性への	宮城県の該当施設・名称
該当箇所		支援に関する法律(新根拠法)	
第9条	婦人相談所	女性相談支援センター	宮城県女性相談支援センター
第11条	婦人相談員	女性相談支援員	女性相談支援員
第12条	婦人保護施設	女性自立支援施設	宮城県コスモスハウス